

## 要 旨

### 1 本見解の目的

#### (1) これまでの振り返りと課題認識

日本学術会議法学委員会「社会と教育における LGBTI の権利保障分科会」は、提言「性的マイノリティの権利保障をめざして—婚姻・教育・労働を中心に—」（2017年9月29日）（以下、2017年提言）を発出し、「多様な家族生活を支援し、同性パートナーの共同生活を保障すること」を提言した。そしてそのための具体的な法改正として、「民法に『異性又は同性の二人の者は、婚姻をすることができる』との条文を新設して、婚姻の性中立化をはかることが望ましい」と提言し、「同性間の結合であるという理由だけで婚姻法的利益の付与を拒否するとすれば、そこに合理的な根拠があるとは言えない」と指摘した。

これには以下のような課題認識があった。性的指向が同性に（も）向く性的マイノリティ（性指向、性自認、性表現などの点でマジョリティとは異なる特徴をもつ者）の共同生活を法的に保障する枠組みを欠く現状は、性的マイノリティに対する差別や偏見を温存、助長し、当事者の生活に様々な困難や不利益、ひいては生活上のリスクをもたらしている。しかし、今世紀に入り国際社会では同性間にも婚姻を開放する国が現れている。すなわち、婚姻を法的な性別にかかわらず平等に成立させるいわゆる同性婚を法的に承認する国が、当初は先進諸国を中心に増加し、近時はアジア諸国へと拡大している。

同性カップルも異性のカップルと同様、社会の対等な構成員であることを公認することは、性的マイノリティに対する差別を解消する第一歩ともなる。家族生活が多様化しているとはいえ、特に日本では婚姻制度の重要性が失われたわけではない。そのために諸外国での法政策の展開及び国内世論の動向にかんがみ、婚姻の性中立化（性別を問わずに婚姻を成立させること＝婚姻平等）に向けた民法等の法改正を行うことが必要である。

#### (2) 2017年提言以降の状況と今後の課題

2017年提言が出された後、今日までに内外の状況には大きな変化が生じているにもかかわらず、婚姻平等のための法改正という2017年提言はいまだに実現されていない。

この変化とは大きく以下6つの面に表れている。①自治体の同性パートナーシップ認証制度の全国（総人口カバー率92%）への普及、②同性カップルに対する事実婚効力の承認拡大、③日本初の同性婚を求める集団訴訟（いわゆる「結婚の自由をすべての人に訴訟」）において高裁5件を含む10件の違憲判決、④同性カップルに対する法的保護を求める諸種の訴訟が頻発、⑤同性婚を容認する世論の一層の高まり、⑥婚姻平等化が国際的に一層拡大し（39の国・地域）、アジアへも波及といった動向である。これらは、いずれも国会に対して婚姻平等化に向けた立法措置を加速させることがますます切実に求められていることを裏付けるものである。

2026年度には最高裁判所（以下、最高裁）が、同性間の婚姻を成立させていない現行法の違憲性について最終的判断を下すことが見込まれている。高等裁判所での判決の傾向に沿って違憲判断が出された場合、国は違憲な法令により不合理な取扱いを受けている者の救済を図り、違憲の状態を是正する必要がある。同性間の婚姻を認めていない現行法の違憲性を除去するためには、解釈では限界があり、立法措置を講じることが求められる。

## 2 見解

(1) 国内外の急速な変化に対応すべく、立法府及び政府は、同性間にも婚姻を成立させるよう速やかに法改正を行うべきである。

2017年提言で指摘した婚姻の性中立化を図る立法措置はまだ実現されていないが、この提言以後、日本国内及び国際社会では大きな変化（同性パートナーシップ制度の全国への拡充、事実婚としての効力の承認拡大、各種訴訟での違憲判断の積み重ね、世論動向の変容、諸外国での婚姻平等化の一層の進展など）が生じている。こうした動向は、いずれも法改正により同性間にも婚姻を成立させることを、2017年時点にも増してより強く迫っている。

(2) 婚姻平等のための迅速な立法化を行うべく、最高裁判決を待つことなく政府は直ちに具体的な法改正に向けた検討作業を始めるべきである。

2026年度にも予想される最高裁による憲法判断を控えて、婚姻平等のための迅速な立法化を行えるよう、政府は直ちに具体的な法改正に向けた検討作業を始めるべきである。いたずらに時間をかけると、法的保障を欠く不安定な生活を送ることを現に余儀なくされている当事者の中には、それだけ失意の内に生涯を終える者が多くなる。

(3) 同性パートナーの共同生活を保障するための法的な枠組みとしては、まず同性間の関係についても既存の法律婚への包摂を図るべきであり、しかる後に異性カップルを含めたより多様な選択肢の可能性を模索するべきである。

これから立法化を行う日本で、あえて違憲の可能性のある婚姻以外の別制度を経由させ、しかる後に婚姻への包摂へと進むという二段階方式を採用する必要性はない。まして婚姻以外の制度を一から構築することは、婚姻を単に同性間にも開放するよりもかえって多くの問題を解決する必要がある、法整備までにより長い時間を要することにもなりかねない。